

訪問介護事業所におけるサービス提供責任者の要件の変更について

平成30年 3月

三重県長寿介護課

平成30年4月1日に施行される介護保険制度の改正により、訪問介護事業所に配置が必要なサービス提供責任者の要件において、介護職員初任者研修課程の修了者が除かれます。(同時に、旧・介護職員養成研修2級課程の修了者も除かれることになります。)

このことにより、サービス提供責任者の要件は、以下のとおりとなりますので、訪問介護事業所の皆様にはご留意をお願いします。

1. 介護福祉士
2. 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において、1月以上、介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
3. 旧・介護職員基礎研修課程又は旧・介護職員養成研修1級課程を修了した者

ただし、施行の前日である平成30年3月31日時点で、現にサービス提供責任者として従事している者については、経過措置として1年間に限り(平成31年3月31日まで)、引き続きサービス提供責任者としての従事が可能です。(この場合においても、介護報酬の算定には、従来どおりの減算措置(所定単位数の100分の70に相当する単位数)が適用されます。)

なお、今般の改正は、あくまでサービス提供責任者に係る要件の変更であり、介護職員初任者研修課程(又は旧・介護職員養成研修2級課程)の修了者について、訪問介護員等としての従事は、当然ながら引き続き可能ですので、その旨を申し添えます。